

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成24年10月18日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号、平成23年11月8日判決、
本資料261号-214・順号11804)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年4月26日判決、本資料26
2号-88・順号11938)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	山本 健一
相手方	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
同指定代理人	岡部 博昭
相手方	川崎市
同代表者市長	阿部 孝夫

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな
い。

平成24年10月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹
裁判官 櫻井 龍子
裁判官 金築 誠志
裁判官 横田 尤孝
裁判官 白木 勇